

# News Release

**CONCORDIA**  
Financial Group

平成29年5月12日

会社名 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表者名 代表取締役社長 寺澤 辰麿

コード番号 7186 東証第一部

## 取締役等に対する新たな株式報酬制度の導入について

コンコルディア・フィナンシャルグループ（代表取締役社長 寺澤 辰麿）は、平成29年5月12日開催の取締役会において、信託を活用した株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成29年6月20日開催予定の第1期定時株主総会に付議することとしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 本制度の導入目的
2. 本制度の仕組み
3. 本制度の内容

以上

本件に関する照会先（報道関係）

コンコルディア・フィナンシャルグループ 経営企画部広報室

TEL：03-5200-8208

## 1. 本制度の導入目的

(1) 当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）および委任契約を締結している執行役員に対し、当社の株主の皆さまと利害を共有し、当社グループ全体の持続的な成長を促進し、中長期的な企業価値向上への意欲を高めることを目的に、攻めのガバナンスを実践する報酬制度として本制度を導入することとし、具体的には、現行の役員報酬の範囲内で、現金報酬における変動報酬の割合を高めるとともに、現金報酬に対する株式報酬の割合を高めます。

本制度は、当社の子会社である株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行（以下、「子会社」といい、当社と子会社を併せて「対象会社」といいます。）の取締役（社外取締役および非業務執行取締役を除きます。以下同じ。）および各子会社と委任契約を締結している執行役員についても対象といたします（当社を含めた対象者を総称して、以下、「取締役等」といいます。）。

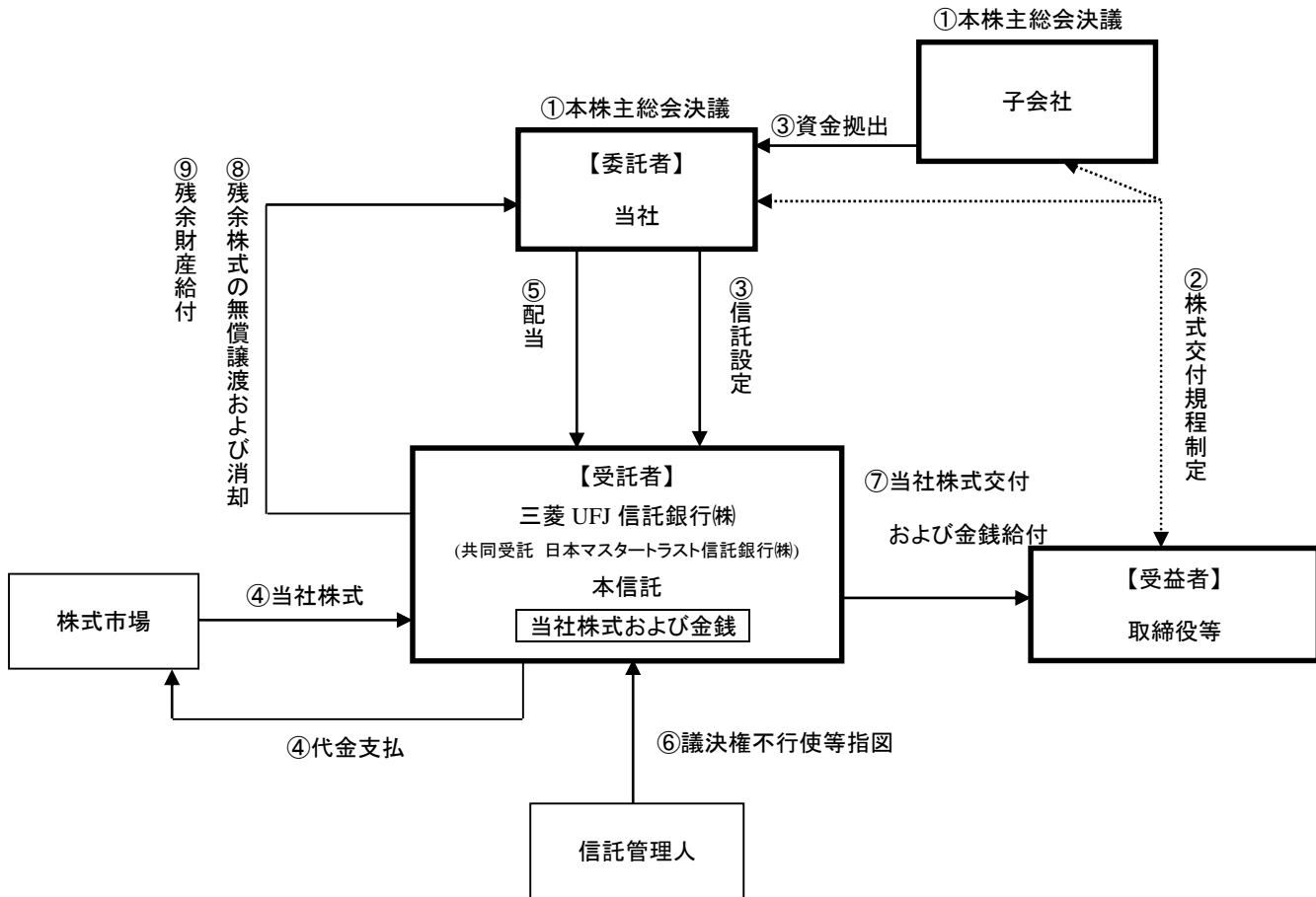
(2) 本制度は、信託を活用した仕組み（以下、「株式交付信託」といいます。）を採用します。株式交付信託は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や中期経営計画等の目標達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を取締役等に交付または給付（以下、「交付等」といいます。）する制度です。当社は、退任後に役位に応じて当社株式等を交付等するものと、中期経営計画終了後に経営計画の業績目標の達成度に応じて当社株式等を交付等するものとの2種類の制度を導入します。

(3) 本制度の導入は、平成29年6月20日開催予定の当社の第1期定時株主総会および同日開催予定の各子会社の定時株主総会（以下、当社および各子会社の株主総会を総称して「本株主総会」といいます。）において承認を得ることを条件とします（※）。

当社は、役員報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を確保するため、独立社外取締役のみで構成する報酬・人事委員会を設置しております。本制度の導入については、報酬・人事委員会の審議を経ております。

※ 本株主総会において本制度の導入が原案どおり承認可決されることを条件として、現在の株式報酬型ストックオプションによる報酬につきましては、既に割り当てられているものを除いて本制度に移行することとし、平成29年度以降、新規の割り当てを行わないこととします。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 各対象会社は、本株主総会において、本制度の導入および役員報酬に関する承認決議を得ます。
- ② 各対象会社は、本制度の導入に関して、対象会社ごとに取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 各子会社は、①における本株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社に金銭を拠出します。当社（委託者）は、①における本株主総会の承認決議の範囲内の金銭に、各子会社から拠出を受けた金銭を合わせて信託銀行（受託者）に信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者として、
  - ・取締役等の退任後に当社株式等の交付等を行う信託（以下、「信託Ⅰ」といいます。）
  - および
  - ・対象期間（下記3.（1）に定めます。）の終了後に当社株式等の交付等を行う信託（以下、「信託Ⅱ」といいます。）を設定します。
- ④ 信託Ⅰおよび信託Ⅱ（以下、併せて「本信託」といいます。）の受託者は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、各対象会社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。

- ⑧ 対象期間（下記3.（1）に定めます。）における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式（信託Ⅰについて、信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任後に交付等を行うことが予定される当社株式を除きます。）を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

- ※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等について定められるポイント数（下記3.（5）に定めます。）に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記3.（7）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。
- ※ 当初の信託では、上記④における当社株式の取得を株式市場から実施する予定ですが、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続する場合には、株式の追加取得を行う際、当社（自己株式処分）から取得する可能性があります。

### 3. 本制度の内容

#### （1） 本制度の概要

本制度は、当社グループの中期経営計画の期間に対応した3事業年度（以下、「対象期間」といいます。ただし、当社グループは、現在平成29年3月31日で終了する事業年度から平成31年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象とする中期経営計画を推進中であることから、平成29年度に設定する本制度においては、当該中期経営計画の期間に対応させるため、その残存期間である平成30年3月31日で終了する事業年度および平成31年3月31日で終了する事業年度の2事業年度を当初の対象期間とします。）を対象として、役員や中期経営計画の業績目標の達成度等に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行うインセンティブプランです。

本制度では、取締役等の退任後に役位に応じて当社株式等の交付等を行う信託Ⅰと、対象期間の終了後に経営計画の業績目標の達成度に応じて当社株式等の交付等を行う信託Ⅱの2種類の信託を設定します。

#### （2） 本制度導入に係る本株主総会決議

各対象会社は、本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限その他必要な事項を決議します。なお、下記（4）イ.の信託期間の延長を行う場合は、各対象会社は取締役等を対象とする報酬について、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

各対象会社の取締役等は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、本信託から累計ポイント数（下記（5）に定めます。）に応じた数の当社株式等の交付等を受けます。

#### ① 信託Ⅰ

- ア. 対象期間中に対象会社の取締役等であること（※1）（※2）
- イ. 対象会社の取締役等を退任していること（※2）
- ウ. 一定の非違行為があった者でないこと
- エ. その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

#### ② 信託Ⅱ

- ア. 対象期間中に対象会社の取締役等であること（※1）（※2）
- イ. 一定の非違行為があった者でないこと
- ウ. その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

### (4) 信託期間

#### ア. 当初の信託期間

平成 29 年 8 月 4 日（予定）から平成 31 年 9 月末日（予定）までの約 2 年間とします。

#### イ. 本信託の継続

本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに 3 年間本信託の信託期間を延長し、各対象会社は延長された期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式および金銭（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除きます。以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

#### ウ. 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

信託Ⅰにつき、本信託期間の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で 10 年間、信託Ⅰの信託期間を延長させることがあります。ただし、その場合には、それ以降、取締役等にポイントの付与は行われません。

### (5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

#### ① 信託Ⅰ

信託Ⅰより取締役等に対して交付等が行われる当社株式等は、役位ごとにあらかじめ定められたポイント

(以下、「信託Ⅰポイント」といいます。)により定まります。当該ポイントは、対象期間中に毎月付与され、ポイント数を累積していきます(以下、ポイント数の累積値を「累計ポイント数」といいます。1ポイントは、当社株式1株とします。)(※3)

## ② 信託Ⅱ

信託Ⅱより取締役等に対して交付等が行われる当社株式等は、中期経営計画の達成度に応じて付与されるポイント(以下、「信託Ⅱポイント」といいます。)により定まります。当該ポイントは、対象期間中、毎月役位ごとにあらかじめ定められたポイントが付与されます。対象期間の終了後に、対象期間の業績に応じてポイントの加算または減算を行い、累計ポイント数を算出します。1ポイントは、当社株式1株とします。

(※3)

信託Ⅱポイントの加算または減算に際して用いる業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の会社業績指標(会社業績指標は報酬・人事委員会の審議を経て決定いたします。)の業績達成度に応じて75~200%の範囲で変動します。

## (6) 取締役等への当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等、下記に定める時期に上記(5)に基づき算出される累計ポイント数に相当する数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、当該累計ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式は切り上げ。)の交付を受け、残りの累計ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

①信託Ⅰ：当該対象取締役等の退任後(※1)(※2)

②信託Ⅱ：対象期間終了後(※1)(※2)

## (7) 本信託に拠出する信託金の上限額および本信託から交付等がなされる当社株式等の上限数

対象期間ごとに各対象会社が、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために本信託に拠出する信託金の上限および取締役等に対して交付等がなされる当社株式等の数の上限は、以下のとおりとします。

この信託金の上限額は、金銭報酬と合わせた1事業年度あたりの報酬総額が現行の1事業年度あたりの報酬総額に収まるように算出しています。

### ① 信託Ⅰ

<当社>

拠出する信託金の上限：1.6億円(当初の信託については1.08億円)(※4)

1事業年度あたりに付与される信託Ⅰポイントの総数の上限に相当する当社株式数：145,200株

<対象会社全体>

拠出する信託金の上限：5億円(当初の信託については3.36億円)(※4)

1事業年度あたりに付与される信託Ⅰポイントの総数の上限に相当する当社株式数：451,700株

## ② 信託Ⅱ

### <当社>

拠出する信託金の上限：2.54 億円（当初の信託については 1.7 億円）（※4）

1 事業年度あたりに付与される信託Ⅱポイントの総数の上限（業績連動係数の最大値適用の場合）に相当する当社株式数：228,500 株

### <対象会社全体>

拠出する信託金の上限：8 億円（当初の信託については 5.36 億円）（※4）

1 事業年度あたりに付与される信託Ⅱポイントの総数の上限（業績連動係数の最大値適用の場合）に相当する当社株式数：720,400 株

## （8） 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（7）の株式取得資金および 1 事業年度あたりに付与されるポイントの総数の上限に信託期間の年数である 3（当初の信託については 2）を乗じた数に相当する株式数の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続する場合には、株式の追加取得を行う際、当社（自己株式処分）から取得する可能性があります。

## （9） 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

## （10） 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に残余が生じる場合には、対象会社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

- （※1） 取締役等が海外赴任することとなった場合は、赴任時まで付与された累計ポイント数に応じた数の当社株式の換価処分金相当額の金銭について、赴任決定後すみやかに本信託から給付を受けます。
- （※2） 取締役等が死亡により退任した場合または退任後に死亡した場合は、在任中に付与された累計ポイント数に応じた数の当社株式の換価処分金相当額の金銭について、死亡後すみやかに取締役等の相続人が本信託から給付を受けます。
- （※3） 本信託に属する当社株式数が、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等により増加または減少した場合、交付等が行われる 1 ポイントあたり当社株式数を見直します。
- （※4） 信託期間内の本信託による株式取得資金ならびに信託報酬および信託費用の合算金額となります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

	「信託Ⅰ」	「信託Ⅱ」
①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
②信託の目的	対象会社の取締役等に対するインセンティブの付与	
③委託者	当社	
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））	
⑤受益者	対象会社の取締役等のうち受益者要件を充足する者	
⑥信託管理人	各対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑦信託契約日	平成29年8月4日（予定）	
⑧信託の期間	平成29年8月4日（予定）～平成31年9月末日（予定）	
⑨制度開始日	平成29年9月1日（予定）	
⑩議決権行使	行使しない	
⑪取得株式の種類	当社普通株式	
⑫信託金の上限額	約3.36億円（予定） （信託報酬および信託費用を含みます。）	約5.36億円（予定） （同左）
⑬株式の取得時期	平成29年8月5日（予定）～平成29年8月末日（予定）	
⑭株式の取得方法	株式市場から取得	
⑮帰属権利者	当社	
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

【信託・株式関連事務の内容】

- ① 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
- ② 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以 上